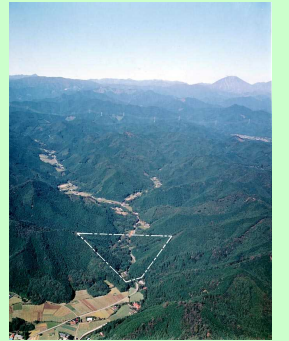


# 思川だより



南摩ダム予定地  
(右後方は男体山)

創刊号

平成13年10月1日

発行所  
水資源開発公団  
思川開発建設所  
028-622-8941  
発行人兼編集人  
金田 学

ご挨拶（創刊にあたって）



平素は思川開発事業の推進にご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、思川開発事業の進捗状況などを皆様にお知らせすることを目的に、広報誌「思川だより」を発行しました。今後、この誌面をとおして様々な情報を皆様にお届けしていきますので、よろしくお願い申し上げます。

い申し上げます。

さて、思川開発事業は、昭和44年に実施計画調査に着手して以来32年が経過しました。その間、着工に向けて関係地域のご理解を得るべく鋭意努力して参りましたが、大谷川からの分水に地元の方々のご理解を得ることができず、昨年1月に事業計画を見直すことと相成りました。現在、新たな計画の策定を関東地方整備局が中心となって行っており、間もなく皆様にお示しできるものと考えています。

一方、南摩ダムの水没地でございますが、78世帯の方々には思川開発事業にご理解を

いただき、移転という苦渋の選択をしていただきました。引き続き、ダム直下流の室瀬地区の方々にご理解いただき、生活再建には万全を期すつもりであります。

今後、自然環境の保全とコスト削減に十分努めながら、事業の一刻も早い完成に向けて職員一同一丸となって邁進する所存です。皆様の一層のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

## これまでの事業の主な経緯

- S44年 ・実施計画調査着手
- S45年 ・水資源開発基本計画に掲上
- S59年 ・建設事業着手
- H 6年 ・環境アセスメント手続き完了
- H 7年 ・事業実施方針の指示
- H 9年 ・南摩ダム水没地区全域における技術調査開始
- H10年 ・南摩ダム水没地区全域における用地補償調査開始
- H10年 ・水特法に基づく南摩ダムのダム指定
- H10年 ・関東地建が事業評価監視委員会開催（事業継続方針を了承）
- H11年 ・（財）利根川・荒川水源地域対策基金が「思川開発施設」を対象ダム等に指定
- H11年 ・第1回思川開発事業検討会
- H11年 ・事業実施方針の変更の指示（利水者の確定）
- H12年 ・第2回思川開発事業検討会
- H12年 ・与党三党による公共事業抜本見直しで「大谷川分水中止」の勧告
- H12年 ・関東地建事業評価監視委員会開催（地建、公団が「南摩ダム継続、大谷川分水当面中止」の方針を報告）
- H12年 ・建設省が「大谷川分水中止」を決定
- H12年 ・県議会で知事が事業の全面見直しを表明
- H13年 ・第3回思川開発事業検討会
- H13年 ・知事が事業参画を表明
- H13年 ・損失補償基準提示
- H13年 ・損失補償確認調印



## 思川開発事業の目的

思川開発事業は「洪水調節」「不特定補給」「新規利水」を目的とした多目的ダム事業です。

不特定補給（既得農業用水を確保します）



### 既得用水の安定化と河川環境の保全等のための流量の確保（不特定補給）

南摩ダムにより、黒川、南摩川、思川および利根川沿川の既得用水の安定化を図るとともに、河川環境保全等のための必要な流量の確保を行います。また、異常渇水時に緊急水の補給を行います。



不特定補給（河川環境保全に必要な水を確保します）

治水調節（洪水をダムに貯め込んで下流の洪水被害を軽減します）



### 洪水調節

南摩ダムで洪水調節を行うことにより、南摩ダム下流の思川沿川地域および利根川本川の中・下流地域の洪水被害の軽減を図ります。



いろんなところで活躍するんだね！

### 新規利水

茨城県、栃木県、埼玉県および千葉県都市用水の取水を可能とします。



新規利水（水道用水を確保します）



# 南摩ダム建設に伴う損失補償基準合意

南摩ダム建設予定地の水没者で組織される「南摩ダム補償交渉委員会」（駒場久遠委員長、78世帯）と公団は、平成13年

8月10日、県と市が立会のもとで確認書に署名・捺印

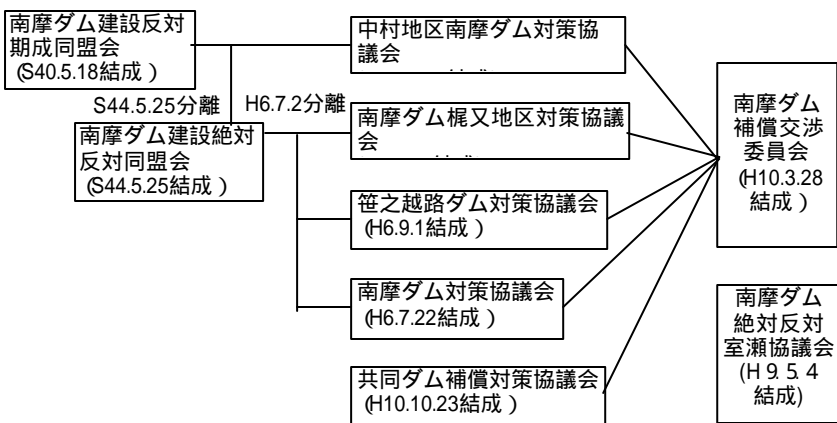
5月30日に提示した「南摩ダム建設に伴う損失補償基準」（補償金算定の基礎となる土地の単価等を定めたもの）について、同年8月10日、合意に達しました。

合意に関する確認書調印式は、鹿沼市上南摩町地内の中村地区集会所で行われ、高瀬忠雄栃木県水資源対策室長、鈴木義夫鹿沼市企画部長立会のもと、青江淳思川開発建設



基準合意に対する感謝と生活再建への協力を確認して、駒場委員長（中央右）と感謝の握手を交わす関係者（8月10日確認書調印式にて）

## <南摩ダム水没地関係者等組織の概要>



水没地区は「南摩ダム補償交渉委員会」に統一されています。

## 集団移転地が確定

南摩ダムの水没者の生活再建の一環として取り組んできた集団移転地2ヶ所が確定しました。

「上南摩代替地」  
「西沢代替地」  
基盤工事に着手

「上南摩代替地」は、ダムサイト下流約2km地点の鹿沼市上南摩町に位置し、約0.9haの中に



1区画の宅地を造成します。用地の取得と基盤工事は、鹿沼市土地開発公社に委託し、本年9月から工事に着手しています。基盤工事完成後、公団が公社から引き渡しを受け、最終仕上げ工事を実施する予定です。

（西沢代替地）  
10月から造成工事を実施

「西沢代替地」は、ダムサイト下流約3kmの鹿沼市西沢町に位置し、約4.9haの中に30戸の宅地を造成する計画です。用地の取得と造成工事は公団で実施することとし、本年の月工場跡地を取得しました。この月から既存の建物撤去工事を実施する予定です。今後、都市計画法等の諸手続きを速やかに完了し、上南摩代替地とほぼ同時期の平成14年秋には完成を予定しています。

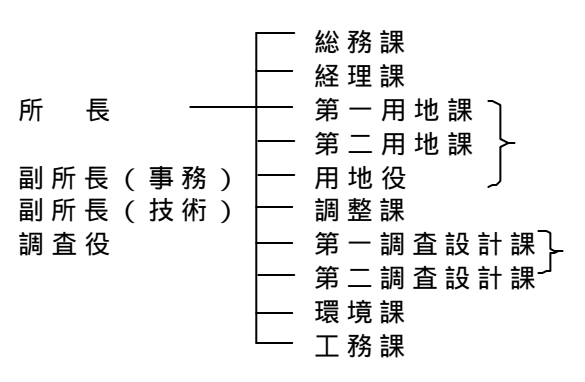
## 南摩ダム補償交渉委員会との補償交渉経緯

H11年	3月	南摩ダム水没予定地補償調査完了
H12年	9月	地目確認について合意
	12月	土地等級基準について合意
H13年	2年	世帯確認について合意
	5月	南摩ダム建設に伴う損失補償基準を提示
	8月	南摩ダム建設に伴う損失補償基準について合意

## 水資源開発公団思川開発建設所の役員、組織と業務分担内容を紹介し

「思川だより」（創刊号）をお届けしましたが、いかがだったでしょうか。ご意見等ございましたらお寄せ下さい。皆様と思川開発事業を結ぶネットワークとして充実した紙面となるようにがんばります。張るの湯水と夏の猛暑、その後一転して大雨と、今年はこれまでになく気まぐれな天

### 編集後記



総務事務全般を担当し、建設所の窓口をつとめます。経理事務全般を担当します。  
用地取得など補償業務全般及び生活再建対策を担当します。  
地元との調整を担当します。ダム・導水路・取水堰の調査・設計業務を担当します。  
環境保全業務を担当します。予算管理及び集団移転地・付替道路等の設計・工事積算等を担当します。

宇都宮事務所（所長、副所長、調査役、総務課、経理課、工務課、第一調査設計課、第二調査設計課、環境課）  
〒320 0065  
栃木県宇都宮市駒形町中丸3368  
代表(028 622 8941)  
http://www.water.go.jp/kanto/omigawa/

南摩ダム鹿沼事務所（第一用地課、第二用地課、用地役）  
〒322 0346  
栃木県鹿沼市上南摩町187-18  
(0289 77 3888)

東鹿沼事務所（調整課）  
〒322 0021  
栃木県鹿沼市上野町21-1  
(0289 60 5307)

平成13年10月1日現在の役員

所長	青江 淳
副所長（事務）	金田 信之
副所長（技術）	白川 勇
調査役	浦野 真
総務課長	鹿毛 三
経理課長	畑中 昇
第一用地課長	田中 学
第二用地課長（兼）	金田 学
用地役	新井 真
調整課長	細山田 真
第一調査設計課長	益山 真
第二調査設計課長	太田 幸
環境課長（兼）	村上 幸
工務課長	村上 幸

